

第 36 期 決 算 公 告

平成20年6月26日

青森市勝田1-3-1
株式会社 みちのく銀行
取締役頭取 杉本 康雄

貸 借 対 照 表 (平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	39,300	預 金	1,732,427
現 金	25,550	当 座 預 金	41,451
預 け 金	13,749	普 通 預 金	648,556
コ ー ル ロ ー ン	87,084	貯 蓄 預 金	56,653
買 入 金 銭 債 権	9,119	通 知 預 金	10,929
商 品 有 価 証 券	72	定 期 預 金	958,751
商 品 国 債	0	そ の 他 の 預 金	16,084
商 品 地 方 債	71	コ ー ル マ ネ ー	60
金 銭 の 信 託	19,996	借 用 金	13,800
有 価 証 券	425,614	借 入 金	13,800
国 債	136,888	外 国 為 替	240
地 方 債	77,275	外 国 他 店 預 り	218
短 期 社 債	38,477	売 渡 外 国 為 替	19
社 債	103,503	未 払 外 国 為 替	3
株 式	31,538	社 債	15,000
そ の 他 の 証 券	37,930	そ の 他 負 債	5,809
貸 出 金	1,259,962	未 決 済 為 替 借	6
割 引 手 形	6,388	未 払 法 人 税 等	126
手 形 貸 付	72,490	未 払 費 用	3,253
証 書 貸 付	1,034,689	前 受 収 益	720
当 座 貸 越	146,393	金 融 派 生 商 品	638
外 国 為 替	452	そ の 他 の 負 債	1,063
外 国 他 店 預 け	446	子 会 社 前 受 金	3,005
買 入 外 国 為 替	6	賞 与 引 当 金	1,256
そ の 他 資 産	6,687	退 職 給 付 引 当 金	10,041
前 払 費 用	55	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	146
未 収 収 益	2,699	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	576
金 融 派 生 商 品	0	偶 発 損 失 引 当 金	184
そ の 他 の 資 産	3,931	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	940
有 形 固 定 資 産	12,582	支 払 承 諾	13,976
建 物	3,279	負 債 の 部 合 計	1,797,464
土 地	6,963	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	23	資 本 金	24,167
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,316	資 本 剰 余 金	19,775
無 形 固 定 資 産	1,345	資 本 準 備 金	19,775
ソ フ ト ウ ェ ア	1,079	利 益 剰 余 金	31,628
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	265	利 益 準 備 金	4,392
繰 延 税 金 資 産	19,878	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,236
支 払 承 諾 見 返	13,976	別 途 積 立 金	23,910
貸 倒 引 当 金	△ 30,759	繰 越 利 益 剰 余 金	3,325
		自 己 株 式	△ 3,783
		株 主 資 本 合 計	71,788
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,097
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 217
		土 地 再 評 価 差 額 金	374
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 3,939
		純 資 産 の 部 合 計	67,848
資 産 の 部 合 計	1,865,313	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,865,313

損益計算書

〔平成19年4月 1日から
平成20年3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		49,231
資金運用収益	35,748	
貸出金利	29,830	
有価証券利息	5,264	
コールローン	428	
預け金	111	
その他	112	
引当金	5,638	
受取利息	2,057	
引当金	3,580	
その他	2,018	
外国為替	648	
商品有価証券	9	
国債等債	1,360	
その他	0	
その他	5,826	
株式等	4,652	
その他	1,173	
経常費用		45,801
資金調達費用	5,563	
預金	4,768	
コールマネー	72	
借入金	330	
社債	246	
金利スワップ	132	
その他	14	
引当金	4,449	
支払利息	417	
引当金	4,032	
その他	553	
国債等債	254	
国債等債	298	
その他	26,969	
貸倒引当金	8,265	
貸出金	2,398	
株式等	1,848	
株式等	165	
株式等	340	
金銭の信託	122	
その他	3,388	
経常利益		3,430
特別利益		2,785
固定資産処分	34	
償却債権	282	
その他	2,469	
特別損失		2,063
固定資産処分	199	
減損	378	
その他	1,485	
税引前当期純利益		4,152
法人税、住民税及び事業税		159
法人税等調整額		2,025
当期純利益		1,967

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
動産	2年～20年

(会計方針の変更)
平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
(追加情報)
当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
のれんについては、発生した事業年度に一括して償却しております。
5. 繰延資産の処理方法
株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,103百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、期末末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 睡眠預金払戻引当金
一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金(以下、「睡眠預金」という。)の払戻は、従来支出時の費用として計上してはいましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、過去の一定期間の払戻実績率から将来の払戻金額を見積もり、睡眠預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。
この変更により、当期の期首に計上すべき255百万円についてはその他の特別損失に計上しております。その結果、従来の方法と比較してその他の経常費用は442百万円、その他の特別損失は255百万円それぞれ増加し、経常利益は321百万円、税引前当期純利益は576百万円それぞれ減少しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴う信用保証協会への負担金の支払に備えるため、当期より予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
これにより、その他の経常費用は184百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は184百万円減少しております。
8. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法
当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。
当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。
10. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

(睡眠預金の利益計上基準)

睡眠預金の利益計上につきましては、従来、10年間取引が無い睡眠預金を対象としてはいましたが、当期より預金口座の不正利用防止及びシステム負荷の軽減等のため、流動性預金に関しては5年間取引が無い睡眠預金を対象とすることに変更しております。

この変更により、従来の方法に比べ、その他の経常収益及び税引前当期純利益は578百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は5,874百万円、延滞債権額は57,314百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,908百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,097百万円あります。
なお、1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、24,953百万円であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,394百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 29,283 百万円 |
| 現金 | 33 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 6,120 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 50,190百万円を差し入れております。
- また、その他の資産のうち保証金は 482百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、224,739百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 219,905百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|--|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出 |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 | 1,193 百万円 |
10. 有形固定資産の減価償却累計額 13,329 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,229 百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 3,770百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 466 円 59銭
14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額は、該当ありません。
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、システム機器等及び現金自動設備(ATM)等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 関係会社に対する金銭債権総額 2,941 百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 15,551 百万円
18. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 11.12%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|---------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 132 百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 31 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 58 百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | - 百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 214 百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 583 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 11 百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 1,152 百万円 |
2. 1株当たり当期純利益金額 13 円 3 銭
3. 「その他の経常費用」には、債権売却損 1,079 百万円及びのれん償却 601 百万円を含んでおります。
4. 「その他の特別利益」は、連結子会社 株式会社みちのく銀行(モスクワ)の全株式を、株式会社みずほコーポレート銀行等へ譲渡したことによる売却益であります。
5. 「その他の特別損失」は、「財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」への出捐 1,011 百万円、睡眠預金払戻引当金繰入額の過年度相当額 255 百万円及びリース資産解約費用 218 百万円であります。
6. 当期において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 378 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	営業用店舗 11 ヵ所	土地・建物	205
青森県外	営業用店舗 4 ヵ所	土地・建物	63
—	遊休資産	土地・建物 動産	109

営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金
銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	72	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成20年3月31日)

該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	25,622	26,014	392	2,880	2,488
債券	353,152	352,374	△ 777	2,203	2,981
国債	139,606	136,888	△ 2,717	132	2,849
地方債	76,211	77,275	1,063	1,093	29
短期社債	38,492	38,477	△ 15	0	15
社債	98,841	99,733	891	977	85
その他	37,914	33,553	△ 4,360	55	4,415
合計	416,689	411,943	△ 4,746	5,138	9,885

(注)1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当該単体会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものについて 258百万円(うち株式 258百万円)を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下の通りであります。

・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄

・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券(平成20年3月31日)

該当ありません。

6. 当期中に売却したその他有価証券(平成20年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	95,148	6,013	420

7. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成20年3月31日)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,770
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	6,072
関連法人等株式	28
その他有価証券	
非上場株式	2,858
非上場外国証券	199
貸付債権信託受益権	8,600
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	741

8. 保有目的を変更した有価証券(平成20年3月31日)

該当ありません。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	156,061	82,903	87,054	30,125
国債	88,353	3,494	14,915	30,125
地方債	1,279	20,968	55,026	-
短期社債	38,477	-	-	-
社債	27,950	58,440	17,111	-
その他	-	11,912	11,920	7,969
合計	156,061	94,815	98,975	38,094

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	19,996	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金算入限度額超過額	14,753	百万円
退職給付引当金	4,059	
その他有価証券評価差額金	3,996	
有価証券償却損金不算入額	1,078	
税務上の繰越欠損金	645	
固定資産の減損損失否認額	550	
賞与引当金	507	
出資金の減損否認額	360	
減価償却費損金算入限度超過額	321	
睡眠預金払戻引当金	233	
のれん償却損金算入限度超過額	194	
繰延ヘッジ損益	147	
未払事業税	31	
その他	723	
繰延税金資産小計	27,605	
評価性引当額	△ 5,742	
繰延税金資産合計	21,862	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 1,983	
繰延税金負債合計	△ 1,983	
繰延税金資産の純額	19,878	百万円

(関連当事者との取引)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

2. 子会社、子法人等及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	みちのく信用保証 株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	住宅ローン等の 保証	(注1)	—	—

(注) 1. みちのく信用保証株式会社は、当行の住宅ローン等の保証を引受けており、平成20年3月末の保証残高は 337,014百万円であります。また、当行の同子会社に対する期中の保証料の支払額は 162百万円であり、代位弁済額は 1,677百万円であります。

2. 上記のほか、当行は、取締役杉本康雄が代表を務める「財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」の設立にあたり、同財団へ 1,011百万円出捐しております。

3. 兄弟会社等

該当ありません。

4. 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	榊 佳弘	—	当行監査役	当行貸出の保証(注1)	66	—	—
	大坂 健蔵	被所有 直接0.00%	当行監査役	資金の貸出 利息の受取 当行貸出の保証(注2)	△ 4 1 △ 8	貸出金 未収収益 —	29 0 —
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	マルヨ水産 株式会社 (注3)	被所有 直接0.18%	—	資金の貸出 債務の保証 社債の引受 利息の受取	106 △ 39 — 14	貸出金 支払承諾 社債 未収収益	1,619 155 300 3
	有限会社みちのく 経営会計センター (注4)	—	—	資金の貸出 利息の受取	△ 8 7	貸出金 未収収益	237 0

(注) 1. 当行は、監査役 榊 佳弘より、第三者マルヨ水産株式会社に対する貸出金 1,619百万円及び支払承諾 155百万円に対して債務保証を受けております。

2. 当行は、監査役 大坂 健蔵より、第三者有限会社みちのく経営会計センターに対する貸出金 237百万円に対して債務保証を受けております。

なお、同氏は、平成20年3月31日付にて退任しており、同氏に係る開示金額は、退任時の残高であります。

3. マルヨ水産株式会社は、監査役 榊 佳弘及びその近親者が議決権の 60.7%を保有しております。

4. 有限会社みちのく経営会計センターは、監査役 大坂 健蔵が議決権の 100.0%を保有しております。

5. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

○連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

株式会社 みちのくサービスセンター

株式会社 みちのくオフィスサービス

みち銀総合管理株式会社

みちのく信用保証株式会社

北日本財務(香港)有限公司

Michinoku Preferred Capital Cayman Limited

なお、Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。

また、株式会社みちのく銀行(モスクワ)は、売却により除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 2社

会社名

みちのくカード株式会社

みちのくキャピタル株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

連結貸借対照表(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	39,334	預 金	1,725,305
コールローン及び買入手形	87,084	コールマネー及び売渡手形	60
買入金銭債権	9,119	借 用 金	5,500
商品有価証券	72	外 国 為 替	240
金銭の信託	19,996	社 債	15,000
有 価 証 券	420,513	そ の 他 負 債	9,771
貸 出 金	1,261,568	賞 与 引 当 金	1,279
外 国 為 替	452	退 職 給 付 引 当 金	10,044
そ の 他 資 産	6,978	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	146
有 形 固 定 資 産	12,846	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	576
建 物	3,332	偶 発 損 失 引 当 金	184
土 地	7,095	繰 延 税 金 負 債	0
建 設 仮 勘 定	23	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	940
その他の有形固定資産	2,395	支 払 承 諾	13,976
無 形 固 定 資 産	1,346	負 債 の 部 合 計	1,783,025
ソ フ ト ウ ェ ア	1,079	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	267	資 本 金	24,167
繰 延 税 金 資 産	19,877	資 本 剰 余 金	19,775
支 払 承 諾 見 返	13,976	利 益 剰 余 金	30,954
貸 倒 引 当 金	△ 34,630	自 己 株 式	△ 3,798
		株 主 資 本 合 計	71,099
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,096
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 217
		土 地 再 評 価 差 額 金	374
		為 替 換 算 調 整 勘 定	286
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 3,652
		少 数 株 主 持 分	8,064
		純 資 産 の 部 合 計	75,511
資 産 の 部 合 計	1,858,537	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,858,537

連結損益計算書

平成19年4月 1日から
平成20年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		50,871
資金運用収益	36,433	
貸出金利	30,001	
有価証券利息配当金	5,599	
コールローン利息及び買入手形利息	508	
預け金利息	211	
その他の受入利息	111	
役員取引等収益	6,350	
その他の業務収益	2,192	
その他の経常収益	5,894	
経常費用		47,609
資金調達費用	5,451	
預金金利	4,854	
コールマネー利息及び売渡手形利息	72	
借入金利息	145	
社債利息	246	
金利スワップ支払利息	132	
その他の支払利息	0	
役員取引等費用	3,871	
その他の業務費用	602	
その他の経常費用	28,512	
貸倒引当金繰入額	9,171	
その他の経常費用	3,164	
経常費用	6,007	
経常利益		3,261
特別利益		2,396
固定資産処分益	34	
償却債権取立益	283	
その他の特別利益	2,078	
特別損失		2,089
固定資産処分損失	225	
減損損失	378	
その他の特別損失	1,485	
税金等調整前当期純利益		3,568
法人税、住民税及び事業税		233
法人税等調整額		1,819
少数株主利益		180
当期純利益		1,336

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
動産	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,103百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準

一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金(以下、「睡眠預金」という。)の払戻は、従来支出時の費用として計上しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、過去の一定期間の払戻実績率から将来の払戻金額を見積もり、睡眠預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。

この変更により、当連結会計年度の期首に計上すべき255百万円についてはその他の特別損失に計上しております。その結果、従来の方法と比較してその他の経常費用は442百万円、その他の特別損失は255百万円それぞれ増加し、経常利益は321百万円、税金等調整前当期純利益は576百万円それぞれ減少しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴う信用保証協会への負担金の支払に備えるため、当連結会計年度より予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

これにより、その他の経常費用は184百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は184百万円減少しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

3. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんについては、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

(睡眠預金の利益計上基準)

睡眠預金の利益計上につきましては、従来、10年間取引が無い睡眠預金を対象としておりましたが、当連結会計年度より預金口座の不正利用防止及びシステム負荷の軽減等のため、流動性預金に関しては5年間取引が無い睡眠預金を対象とすることに変更しております。

この変更により、従来の方法に比べ、その他経常収益及び税金等調整前当期純利益は578百万円増加しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,609百万円、延滞債権額は 58,405百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,411百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 76,427百万円であります。
なお、1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,394百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、24,953百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 29,283 百万円
現金 33 百万円
担保資産に対応する債務
預金 6,120 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 50,190百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 482百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、224,739百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 219,905百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 13,544 百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 2,603 百万円
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 3,770百万円であります。
- 1株当たりの純資産額 463円 91銭
- 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 11.11%

(連結損益計算書関係)

- 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,848百万円、債権売却損 1,113百万円及びのれん償却 601百万円を含んでおります。
- 「その他の特別利益」は、連結子会社 株式会社みちのく銀行(モスクワ)の全株式を、株式会社みずほコーポレート銀行等へ譲渡したことによる売却益であります。
- 「その他の特別損失」は、「財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」への出捐 1,011百万円、睡眠預金払戻引当金繰入額の過年度相当額 255百万円及びリース資産解約費用 218百万円であります。

4. 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 378百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	営業用店舗 11ヶ所	土地・建物	205
青森県外	営業用店舗 4ヶ所	土地・建物	63
—	遊休資産	土地・建物 動産	109

営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

5. 1株当たり当期純利益金額 8円 86銭